

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.109

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp/> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

5月は消費者月間(5月30日は消費者の日)です。北海道では、一昨年、昨年と引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集客型の啓発目的のイベント実施が困難なことから、消費者月間から約2ヶ月ほどの期間を『悪質商法被害対策キャンペーン』としてポスター掲示やリーフレット配布により消費者月間のPRと消費者被害防止の注意喚起をしてきました。

令和4年度は、4月から施行された成年年齢引き下げにより、若年者の消費者トラブル増加が危惧されていることもあり、消費者月間の全国統一テーマは「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人～」となっています。本年度は集客型のイベントの実施なども検討しましたが、状況が落ち着くまで待つこととし、昨年同様にポスターやリーフレットによる啓発の掲示や配布を中心に実施することとし、当事者である若年者だけでなく、周りに若年者がいる方々へ情報発信がなされるよう、『令和4年度若者向け悪質商法被害防止キャンペーン』として、各関係機関と協力しながら啓発をしていくことになりました。

特に、本年度は、「北海道消費者被害防止ネットワーク」事務局である北海道立消費生活センターが原案の作成・印刷を担当し、北海道(消費者安全課)、北海道警察を含めた幹事会が中心となって、はじめて「北海道消費者被害防止ネットワーク」としてこれらの啓発教材を作成いたしました。

このキャンペーンは、各関係機関の方々にご協力いただいて、実施することができております。印刷物だけではなく、道立センターHPの「消費者月間」特設ページを作成しています。若年者向けの契約や悪質商法の啓発などがわかりやすい内容となっている動画サイトを掲載しています。是非、ご覧ください。

北海道立消費生活センター TOPページ <http://www.do-syouhi-c.jp/>

→ 「消費者月間」のバナー(黄色)



→ 「くらしに役立つリンク集」<http://www.do-syouhi-c.jp/link.html>



ポスター



リーフレット(両面)

なお、印刷物の配布は、既に終了させていただきましたが、若干の残部がありますので、道立センター教育啓発Gへお問い合わせください。また道立センターHPからもデータをダウンロードすることが可能ですので、より広く周知されるよう、引き続きご活用ください。

※ 啓発教材データ利用にあたっては、道立センター教育啓発Gまでご連絡ください。

北海道立消費生活センターTOPページ <http://www.do-syouhi-c.jp/>

→ 「北海道の消費者教育」のバナー(青色)をクリック



→ 「北海道の消費者教育」TOPページ <http://www.do-syouhi-c.jp/edu/index.html>

→ 「教材」 → 「北海道の教材」 http://www.do-syouhi-c.jp/edu/kyozai/kyozai_top.html

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999

警察相談専用電話 #9110



点検中に屋根を壊された？ 点検商法に注意

独立行政法人国民生活センター 「見守り新鮮情報」 第419号

近所で工事しているという事業者が来訪し「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する」と言うので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、そのままにしておけないと思い、約 30 万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらおうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。 (60 歳代 女性)

ひとこと助言

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。

実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！

独立行政法人国民生活センター 「見守り新鮮情報」 第420号

事例 1 大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていた URL をクリックし名前やカード番号などを入力した。その後、約 1 万 7 千円分のカード利用がされていたことが判明した。 (80 歳代 男性)

事例 2 大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URL をクリックしカード番号などを入力した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5 万円ほどの買い物をされていた。 (70 歳代 男性)

ひとこと助言

- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウント ID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載された URL には安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールの URL にアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。

困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください
(消費者ホットライン 188) 

各市町村消費者行政ご担当者の皆様へ

北海道消費者協会では、北海道からの受託事業として「地域消費者被害防止ネットワーク(いわゆる見守りネットワーク)」や消費者安全法に規定されている「消費者安全確保地域協議会」の設置促進や活動支援をしております。

令和4年度の当該事業に係わる市町村のご担当者様や市町村での予定などについて、お知らせいただきたく「令和4年度地域消費者被害防止ネットワーク」に係るアンケートを実施いたしましたのでご確認をお願いいたします。

送信先 (一社)北海道消費者協会 教育啓発グループ行

・ FAX 011(221)4219 ・Email keihatsu@do-syouhi-c.jp

還付金名目の新たな詐欺発生！ (5/19)

北海道警察本部 生活安全企画課 特殊詐欺抑止対策係
011-251-0110 (内線3028)

5月13日から、北海道内でこれまで発生のない新たな詐欺が多数発生しています。

この新たな詐欺手口の内容は、

- 1 役所職員をかたる者から、「(介護保険料などの)還付金があります。」などと突然電話がかかってくる。
(ここまでは、還付金詐欺とほぼ同一です。還付金詐欺は、この後、還付手続きとウソを言い、被害者に ATM を操作させます。)
- 2 さらに、その電話で「電話で手続きができる。」「100 万円以上残高がある口座であれば、手数料がかからない。」「名前や口座番号、暗証番号を教えて。」などと言われ、問われるまま答えてしまう。
- 3 回答後、電話番号を伝えられて、音声ガイダンスに従い操作するよう指示される。
- 4 その指示に従うと、ネットバンキングに登録され、気付かぬうちに自分の口座から他人名義の口座に現金が振り込まれ、お金をだまし取られる。

というもので、たったこれだけの作業で、被害者に ATM を操作させることなく被害者の口座に入っているすべてお金をだまし取る恐ろしい手口です。

この被害を防止する方法は、**暗証番号を絶対に他人に教えない**ことです。

相手が誰であろうと何を言われようと絶対に他人に暗証番号を教えないでください。

また、突然の電話で、お金の話が出たら詐欺を疑い、一度電話を切って、警察相談電話 #9110にお気軽にお電話ください。

詐欺電話を受けた際に、躊躇せず、気軽に書察に通報(相談)していただくため、**【詐欺電話がきたら#9110】**に電話することを、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方など**できる限り多くの道民の皆様**に対して情報提供していただきますようお願い致します。

「『渡さない』『教えない』で詐欺ブロック」

キャッシュカードは
渡さない



暗証番号は

暗証番号

* * * *

教えない

警察、役所、
金融庁職員をかたつて…

被害急増!

カードを確認する

カードを交換する

カードを封筒に入れて保管する



こんな電話を受けたらすぐに電話を
切って#9110へ!

北海道警察